

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し
処 分 権 者	館長
根 拠 規 定	美郷町北運動公園管理規則第 4 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町北運動公園管理規則第 4 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町北運動公園管理規則 (使用許可の取消し)</p> <p>第 4 条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、運動施設の使用を許可してはならない。また、既に許可した場合は、それを取り消すことができる。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 館長が特に必要があると認めたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日